

玄海原子力発電所 3号機 長期施設管理計画について

○長期施設管理計画は、原子力規制委員会から認可を受けた原子炉施設保安規定に添付した高経年化技術評価書を基に策定した。また、「発電用原子炉施設の劣化を管理するための必要な措置」には、現在の長期施設管理方針に基づき実施している保全活動に加え、低圧ケーブルの絶縁低下に対する追加保全策を定めた。

【追加保全策の内容】

| 対象機器 | 考慮した 経年劣化事象 | 追加保全策 |
|-----------------------|----------------|------------------------------------------------------|
| 原子炉 容器 | 中性子 照射脆化 | 今後の原子炉の運転時間・照射量を勘案して、第4回監視試験の実施計画を策定する。 |
| 原子炉 容器等 | 低サイクル 疲労 | 過渡回数の実績を継続的に確認し、運転開始後 60 年時点で推定される過渡回数を上回らないことを確認する。 |
| 炭素鋼 配管 | 腐 食 | 今後の配管肉厚実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 |
| 低圧 ケーブル (今回追加※) | 絶縁低下 | 絶縁低下の可能性が否定できないケーブルについて、事前にとりかきを実施する。 |

※ 長期施設管理計画では運転開始から60年までの追加保全策を定める。

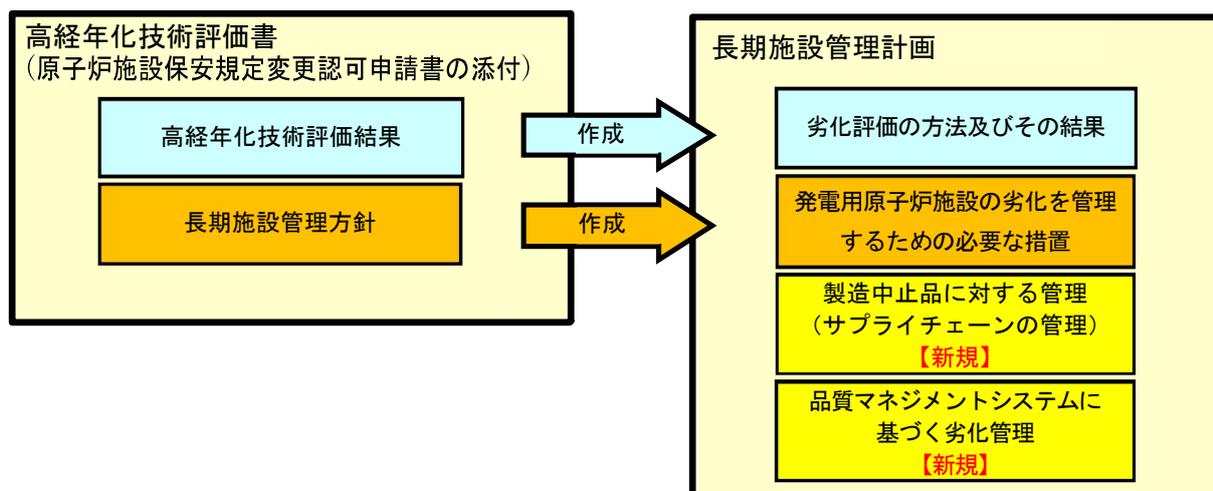
○さらに、高経年化技術評価書の内容に加え、以下の内容を追加し策定している。

- ・ 製造中止品に対する管理（サプライチェーンの管理）

発電所の機器や構造物の機能を維持するため、製造中止品に対する管理として、メーカーや他の電力会社と情報共有し対応策を検討するなどの措置を定めた。

- ・ 品質マネジメントシステムに基づく劣化管理

原子炉施設保安規定に定めている品質マネジメントシステムをもとに、劣化管理に係る点検、評価及び追加する措置などの一連のプロセスを定めた。



【記載内容のイメージ】

○なお、原子炉等規制法の施行時点（2025年6月6日）において、玄海3号機は運転開始から30年を経過しているため、同法の施行日から運転開始40年到達までの期間における長期施設管理計画を策定した。

以上